

有価証券オプション取引に係る手数料体系の見直しに伴う  
「手数料に関する規則」の一部改正について

I. 改正概要

有価証券オプション取引に係る清算手数料について、オプション対象証券の想定元本額に基づき定めるべく、「手数料に関する規則」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

(備 考)

(1) 有価証券オプション取引に係る清算手数料

- ・ 当社が引き受けた債務、清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てに係る清算手数料率について、オプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に有価証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量を乗じて得た想定元本額に基づく料率(想定元本額の万分の 0.2)を定める。

・ 手数料に関する規則の別表

(2) その他

- ・ その他所要の改正を行う。

・ 手数料に関する規則の別表

III. 施行日

2018年10月1日から施行する。

以 上

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率 1 (略) 2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。			別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率 1 (略) 2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。		
清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率	清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率
業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価証券オプション取引(注1)	想定元本額(注2)	当社が当該月に引き受けた債務(注3)について、 <u>想定元本額の</u> <u>万分の0.2</u>	業務方法書第3条第2項第2号に掲げる有価証券オプション取引(注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、 <u>オプション対象証券の売買単位に係る数量が10未満である場合、1取引単位につき</u> <u>1円</u> <u>オプション対象証券の売買単位に係る数量が10以上100未満である場合、1取引単位につき</u> <u>5円</u> <u>オプション対象証券の売買単位に係る数量が100以上である場合、1取引単位につき</u> <u>10円</u>
	権利行使及び権利行使の割当てに係る <u>想定元本額</u> (注2)	当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使		権利行使及び権利行使の割当てに係る <u>数量</u>	当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使

		2)	の割当てに係る数量について、 <u>想定元本額の</u> <u>万分の0.2</u>			の割当てに係る数量について、 <u>オプション対象証券の売買単位に係る数量が10未満である場合、1取引単位につき</u> <u>1円</u> <u>オプション対象証券の売買単位に係る数量が10以上100未満である場合、1取引単位につき</u> <u>5円</u> <u>オプション対象証券の売買単位に係る数量が100以上である場合、1取引単位につき</u> <u>10円</u>	
業務方法書第3条第2項第3号に掲げる国債証券先物取引	国債証券先物取引(Large取引) (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3)並びに当該月に業務方法書第3条第2項第4号に掲げる国債証券先物オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した取引について、1取引単位につき <u>49円</u> (注4)	業務方法書第3条第2項第3号に掲げる国債証券先物取引	国債証券先物取引(Large取引) (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)並びに当該月に業務方法書第3条第2項第4号に掲げる国債証券先物オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した取引について、1取引単位につき <u>49円</u> (注3)
		受渡決済数量	(略)			受渡決済数量	(略)
	国債証券先物取引(Mini取引) (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3)について、1取引単位につき	国債証券先物取引(Mini取引) (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき	

			5円 (注4)
		最終決済に係る数量	(略)
業務方法書第3条第2項第4号に掲げる国債証券先物オプション取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3)について、1取引単位につき 10円 (注4)	
	権利行使及び権利行使の割当てに係る数量	(略)	
業務方法書第3条第2項第5号に掲げる指数先物取引	日経平均先物取引(Large取引) (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3)について、1取引単位につき 20円 (注4)
		最終決済に係る数量	(略)
	日経平均先物取引(Mini取引)及びJPX日経インデックス400先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3)について、1取引単位につき 2円 (注4)
		最終決済に係る数量	(略)
東証株価指数先物取引(Large取引)及び東証銀行業株価指数先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3)について、1取引単位につき 20円 (注4)	
	最終決済に係る数量	(略)	
東証株価指数先物取引(Mini	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注	

			5円 (注3)
		最終決済に係る数量	(略)
業務方法書第3条第2項第4号に掲げる国債証券先物オプション取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき 10円 (注3)	
	権利行使及び権利行使の割当てに係る数量	(略)	
業務方法書第3条第2項第5号に掲げる指数先物取引	日経平均先物取引(Large取引) (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき 20円 (注3)
		最終決済に係る数量	(略)
	日経平均先物取引(Mini取引)及びJPX日経インデックス400先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき 2円 (注3)
		最終決済に係る数量	(略)
東証株価指数先物取引(Large取引)及び東証銀行業株価指数先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき 20円 (注3)	
	最終決済に係る数量	(略)	
東証株価指数先物取引(Mini	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注	

取引)、東証マザーズ指数先物取引、TOPIX Core30先物取引及び東証REIT指数先物取引 (注1)	最終決済に係る数量	3) について、1取引単位につき 2円 (注4)	(略)
RNP指数先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3) について、1取引単位につき 16円 (注4)	(略)
NYダウ先物取引、台湾加権指数先物取引及びFTSE中国50先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3) について、1取引単位につき 5円 (注4)	(略)
日経平均VIX先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3) について、1取引単位につき 20円 (注4)	(略)
日経平均・配当指数先物取引、TOPIX配当指数先物取引及びTOPIX Core30配当指数先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3) について、1取引単位につき 10円 (注4)	(略)
	最終決済に係る数量		(略)

取引)、東証マザーズ指数先物取引、TOPIX Core30先物取引及び東証REIT指数先物取引 (注1)	最終決済に係る数量	2) について、1取引単位につき 2円 (注3)	(略)
RNP指数先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2) について、1取引単位につき 16円 (注3)	(略)
NYダウ先物取引、台湾加権指数先物取引及びFTSE中国50先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2) について、1取引単位につき 5円 (注3)	(略)
日経平均VIX先物取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2) について、1取引単位につき 20円 (注3)	(略)
日経平均・配当指数先物取引、TOPIX配当指数先物取引及びTOPIX Core30配当指数先物取引 (注2)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2) について、1取引単位につき 10円 (注3)	(略)
	最終決済に係る数量		(略)

業務方法書第3条第2項第6号に掲げる指数オプション取引	日経平均オプション取引(通常限月取引及びフレックス限月取引) (注1)	取引代金	当社が当該月に引き受けた債務(注3)について、取引代金の 万分の0.5 (注4)(注5)	日経平均オプション取引(通常限月取引及びフレックス限月取引) (注1)	取引代金	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、取引代金の 万分の0.5 (注3)(注4)
		権利行使及び権利行使の割当てに係る授受金額	当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てにより授受する金額の合計額の 万分の5.5 (注5)		権利行使及び権利行使の割当てに係る授受金額	当該月に清算参加者が行った権利行使及び清算参加者が受けた権利行使の割当てにより授受する金額の合計額の 万分の5.5 (注4)
	日経平均オプション取引(週次設定限月取引) (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3)について、1取引単位につき 10円 (注4)	日経平均オプション取引(週次設定限月取引) (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき 10円 (注3)
		権利行使及び権利行使の割当てに係る数量	(略)		権利行使及び権利行使の割当てに係る数量	(略)
	TOPIXオプション取引、JPX日経インデックス400オプション取引及び東証銀行業株価指数オプション取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3)について、1取引単位につき 10円 (注4)	TOPIXオプション取引、JPX日経インデックス400オプション取引及び東証銀行業株価指数オプション取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき 10円 (注3)
		権利行使及び権利行使の割当てに係る数量	(略)		権利行使及び権利行使の割当てに係る数量	(略)
	東証REIT指数オプション取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注3)について、1取引単位につき 2円	東証REIT指数オプション取引 (注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき 2円
	業務方法書第3条第2項第6号に掲げる指数オプション取引			業務方法書第3条第2項第6号に掲げる指数オプション取引		

			(注4)
		権利行使及び 権利行使の割 当てに係る数 量	(略)

(注1) (略)

(注2) 有価証券オプション取引における  
想定元本額は、指定市場開設者が定める指  
定市場における取引契約締結の日（指定市  
場開設者が定めるフレックス限月取引に  
あつては、取引契約締結を行った取引日  
（指定市場開設者がフレックス限月取引  
について定める取引日をいう。））のオプ  
ション対象証券の呼値の制限値幅の基準  
値段又はこれに相当するものとして指定  
市場開設者が定める値段に有価証券オプ  
ション1単位のオプション対象証券の数  
量に乗じた額をいう。

(注3) 指定市場開設者の定めるところに  
よりギブアップが成立した場合は、注文執  
行取引参加者である清算参加者（当該注文  
執行取引参加者が非清算参加者である場  
合には、その指定清算参加者。）におい  
ては業務方法書第46条の2の規定により  
消滅した債務を除き、清算執行取引参加  
者である清算参加者（当該清算執行取引参  
加者が非清算参加者である場合には、その  
指定清算参加者。）においては同条の規定  
により新たに負担した債務を含む。

(注4) 総取引数量又は取引代金の合計額  
は、各月の1日（休業日に当たるときは、  
順次繰り下げる。）に終了する取引日から  
当該月の末日（休業日に当たるときは、順  
次繰り上げる。）に終了する取引日までの  
総取引数量又は取引代金の合計額をいう。

(注5) 日経平均オプション取引（週次設  
定限月取引を除く。）において、当社が引  
き受けた債務に係る売付け又は買付けご  
との1取引単位当たりの清算手数料が3  
5円を超える場合は35円とし、権利行使

			(注3)
		権利行使及び 権利行使の割 当てに係る数 量	(略)

(注1) (略)

(新設)

(注2) 指定市場開設者の定めるところに  
よりギブアップが成立した場合は、注文執  
行取引参加者である清算参加者（当該注文  
執行取引参加者が非清算参加者である場  
合には、その指定清算参加者。）におい  
ては業務方法書第46条の2の規定により  
消滅した債務を除き、清算執行取引参加  
者である清算参加者（当該清算執行取引参  
加者が非清算参加者である場合には、その  
指定清算参加者。）においては同条の規定  
により新たに負担した債務を含む。

(注3) 総取引数量又は取引代金の合計額  
は、各月の1日（休業日に当たるときは、  
順次繰り下げる。）に終了する取引日から  
当該月の末日（休業日に当たるときは、順  
次繰り上げる。）に終了する取引日までの  
総取引数量又は取引代金の合計額をいう。

(注4) 日経平均オプション取引（週次設  
定限月取引を除く。）において、当社が引  
き受けた債務に係る売付け又は買付けご  
との1取引単位当たりの清算手数料が3  
5円を超える場合は35円とし、権利行使

若しくは権利行使の割当てごとの1取引  
単位当たりの清算手数料が385円を超  
える場合は385円とする。

(削る)

付 則

この改正規定は、平成30年10月1日  
から施行する。

若しくは権利行使の割当てごとの1取引  
単位当たりの清算手数料が385円を超  
える場合は385円とする。

(注5) 削除